

(お知らせ)

令和 8 年 1 月 20 日
防衛省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地の追加財産の限定使用について他 7 件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地の追加財産の限定使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地
合意対象所在地	熊本県熊本市
合意対象面積等	土地：約 1 3 , 0 0 0 m ² 水域等：— 建物：10棟、約 3 , 4 0 0 m ² 工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附帯施設：—

【事案内容】

本件は、日米共同統合演習「キーン・エッジ26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

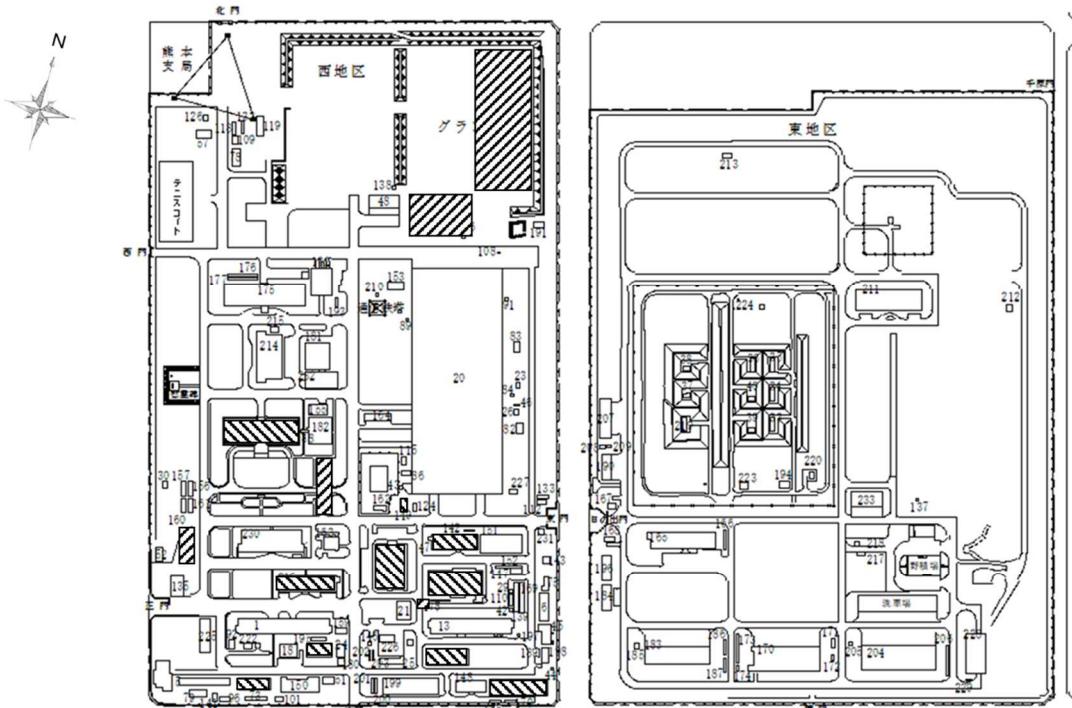
土 地：約 13, 000 m²

建物：10棟、約3,400m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和8年1月20日から同年2月10日までの間

(2) 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



 限定使用土地

■ 限定使用建物

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 5 1 2 4 北熊本駐屯地の追加財産の限定使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施 設 ・ 区 域 名 称	F A C 5 1 2 4 北熊本駐屯地
合意対象所在地	熊本県熊本市
合意対象面積等	土 地 : 約 8, 800 m ² 水 域 等 : 一 建 物 : 5 棟、約 10, 000 m ² 工 作 物 : 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附 帯 施 設 : 一

【事案内容】

本件は、日米共同統合演習「キーン・エッジ 26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

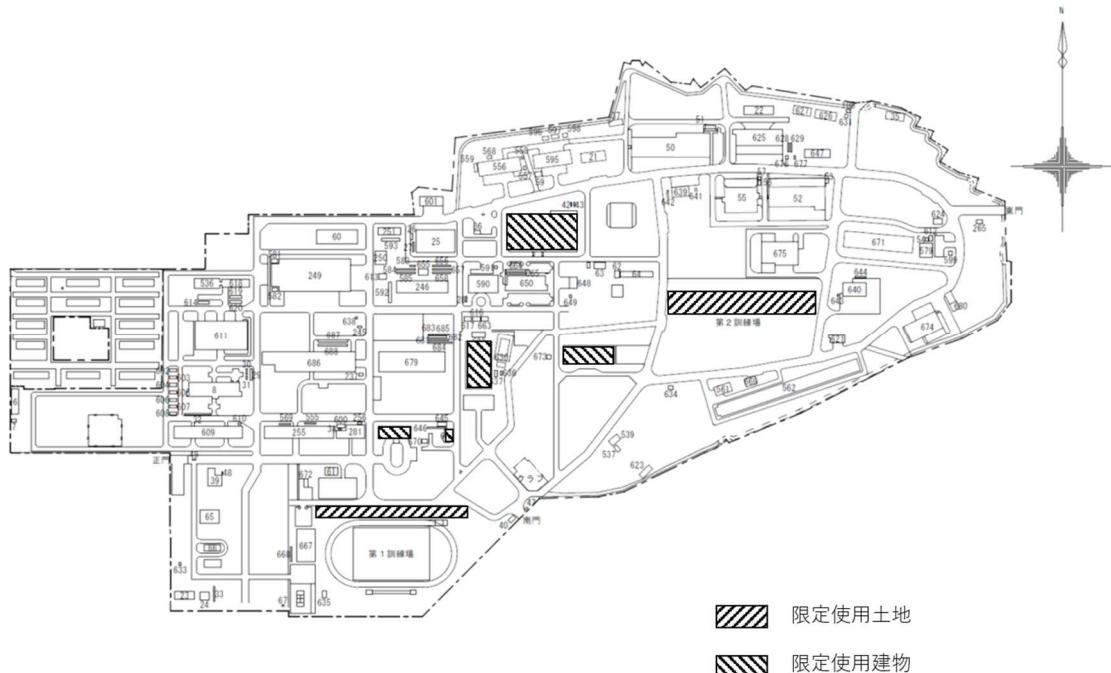
土 地 : 約 8, 800 m²

建 物 : 5 棟、約 10, 000 m²

工 作 物 : 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間 : (1) 令和 8 年 1 月 24 日から同年 2 月 8 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地における追加財産の限定使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施設・区域名称	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地
合意対象所在地	埼玉県朝霞市、新座市及び和光市並びに東京都練馬区
合意対象面積等	<p>土 地：約 4 0 0 m²</p> <p>水 域 等： 一</p> <p>建 物：4 棟 約 9, 4 0 0 m²</p> <p>工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）</p> <p>附 帯 施 設： 一</p>

【事案内容】

本件は、日米共同統合演習「キーン・エッジ 2 6」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

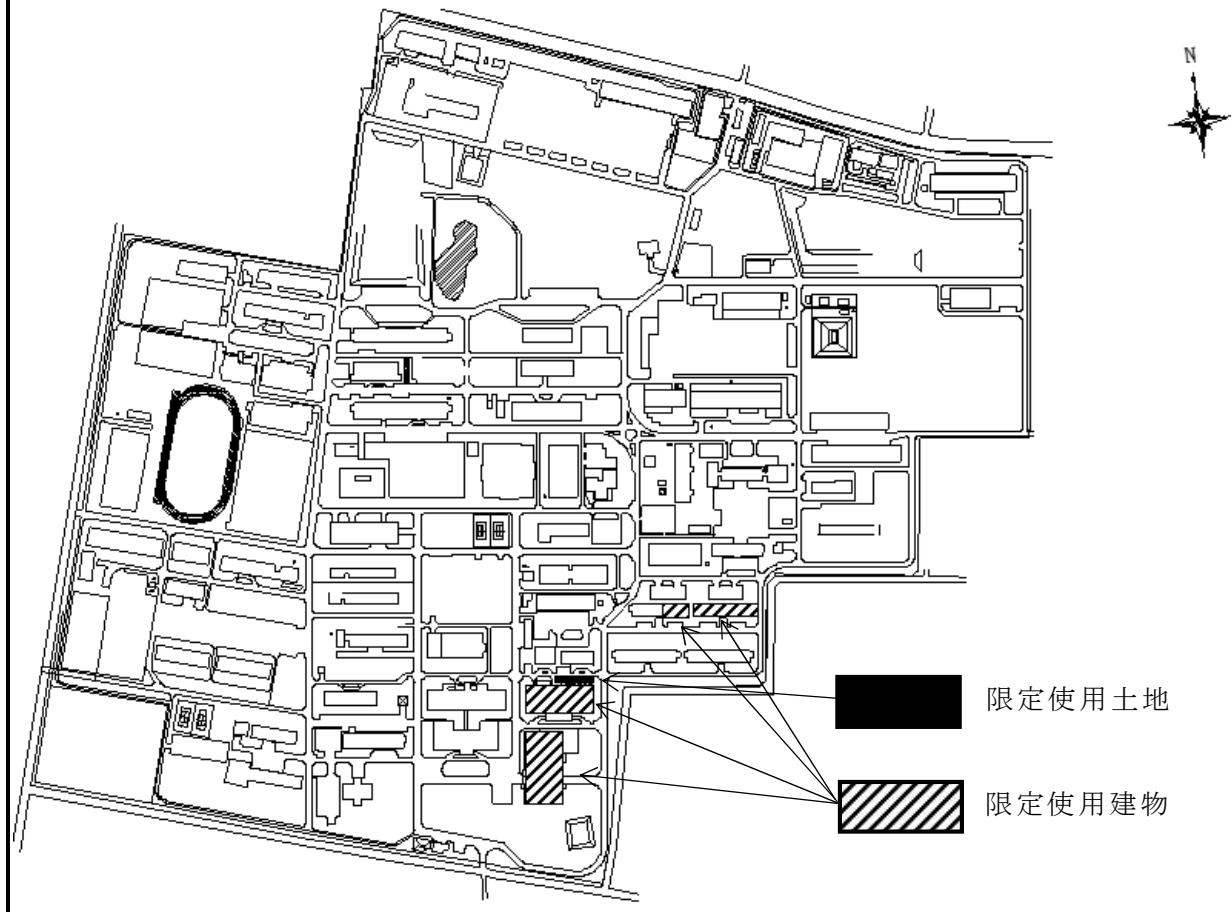
土 地：約 400 m²

建 物：4 棟 約 9, 400 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 1 月 20 日から同年 2 月 13 日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開と撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地の追加財産並びに F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地、F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地、F A C 5 1 2 2 大村飛行場、種子島及び奄美大島の財産の限定使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地 F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地 F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地 F A C 5 1 2 2 大村飛行場 F A C 5 1 2 9 種子島 F A C 5 1 3 0 奄美大島
合意対象所在地	熊本県菊池郡菊陽町及び上益城郡益城町（健軍駐屯地） 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡上峰町（目達原駐屯地） 長崎県佐世保市（相浦駐屯地） 長崎県大村市（大村航空基地） 鹿児島県熊毛郡中種子町及び南種子町（種子島） 鹿児島県奄美市及び大島郡龍郷町（奄美大島）
合意対象面積等	土 地： 約 3 4 , 0 0 0 m ² (健軍駐屯地) 約 6 6 , 0 0 0 m ² (目達原駐屯地) 約 1 1 3 , 0 0 0 m ² (相浦駐屯地) 約 1 1 1 , 0 0 0 m ² (大村航空基地) 約 1 , 9 6 0 , 0 0 0 m ² (種子島) 約 2 1 5 , 0 0 0 m ² (奄美大島) 水 域 等： 一 建 物： 4 棟 約 4 , 0 0 0 m ² (健軍駐屯地) 1 2 棟の一部 約 2 1 , 0 0 0 m ² (目達原駐屯地) 3 棟 約 1 4 0 m ² (種子島) 1 棟 約 4 5 0 m ² (奄美大島) 工 作 物： 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）（健軍駐屯地、目達原駐屯地、相浦駐屯地、大村航空基地、種子島、奄美大島） 附 帯 施 設： 一

【事案内容】

本件は、日米共同訓練（アイアン・フィスト 2 6）を実施するため、標記施設を日米地位協定第2条第4項（b）に基づき限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

(1) F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地（高遊原分屯地）

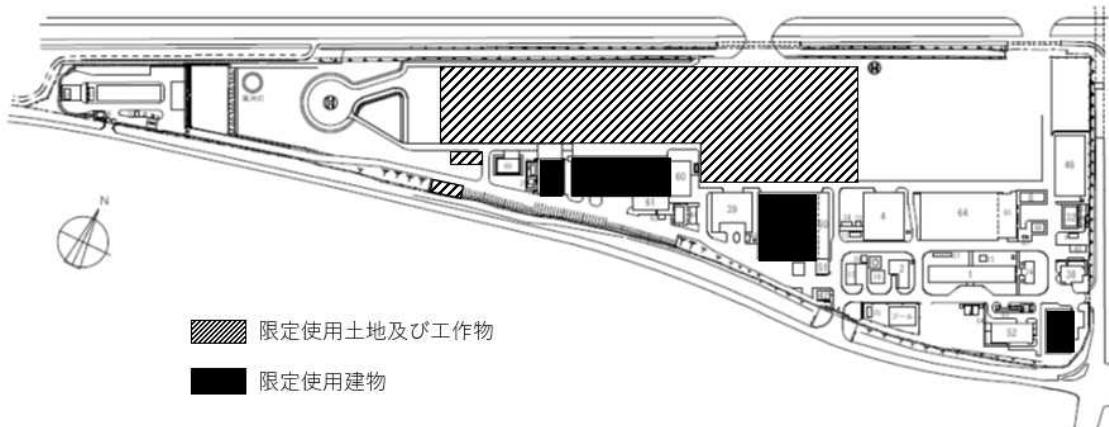
土 地： 約 34,000 m²

建 物： 4 棟、 約 4,000 m²

工作物： 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間： (1) 令和 8 年 2 月 1 1 日から同年 3 月 9 日までの間

 (2) 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



(2) F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地

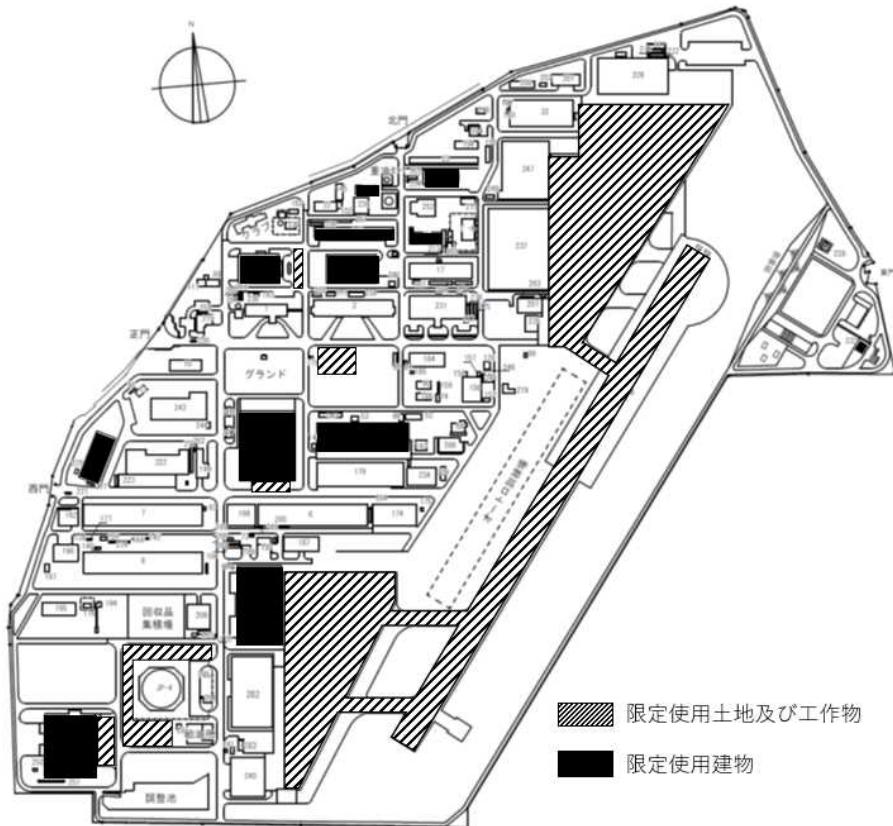
土 地：約 66,000 m²

建 物：12 棟の一部、約 21,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 2 月 11 日から同年 3 月 9 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



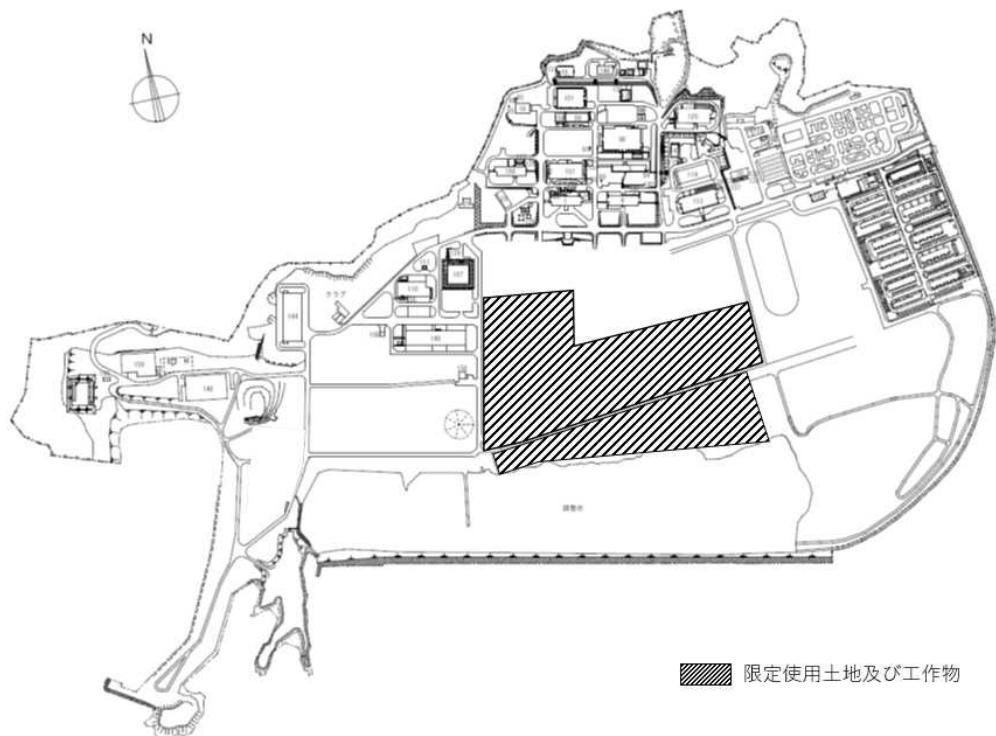
(3) F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地

土 地：約 113,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 2 月 11 日から同年 3 月 9 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



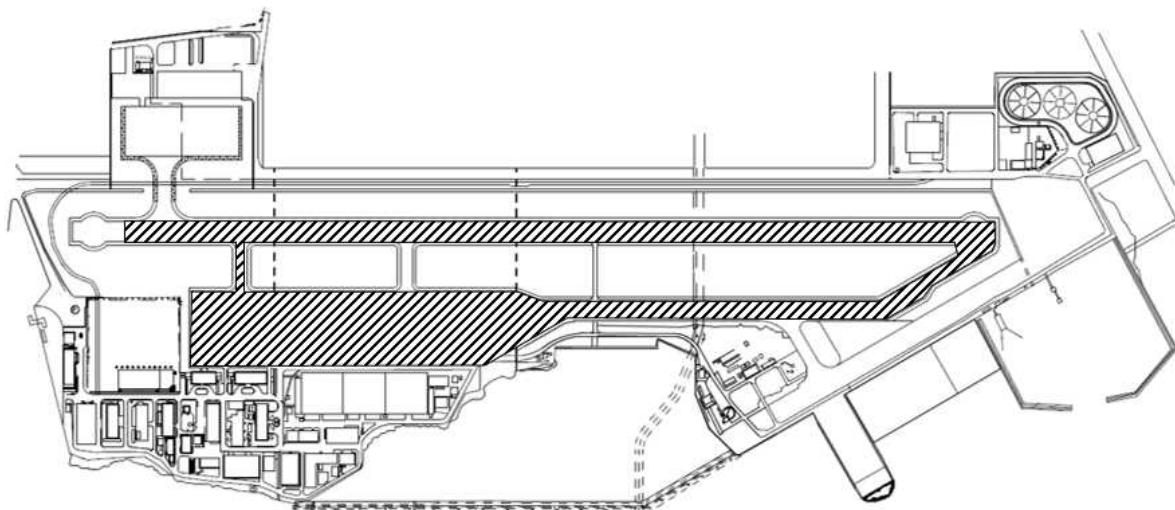
(4) F A C 5 1 2 2 大村飛行場

土地：約 111,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 2 月 11 日から同年 3 月 9 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



■ 限定使用土地及び工作物

(5) F A C 5 1 2 9 種子島

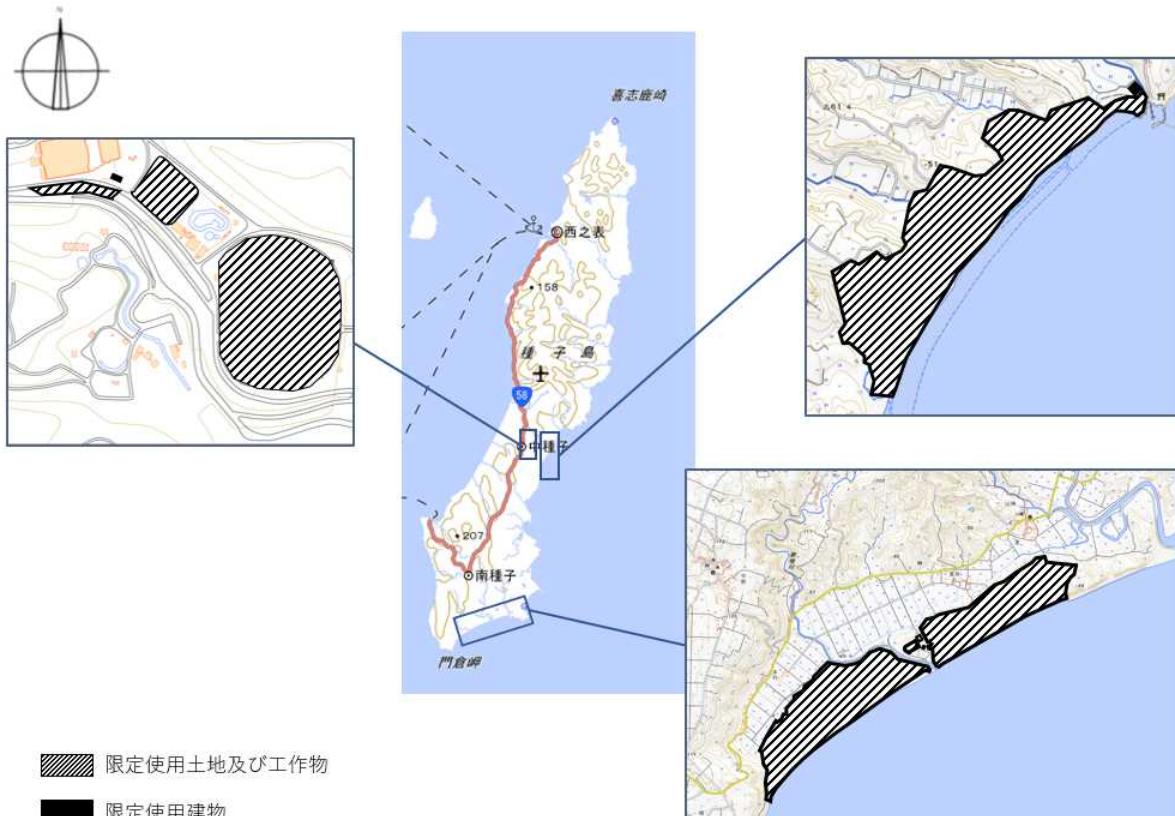
土地：約 1,960,000 m²

建物：3 棟、約 140 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 2 月 11 日から同年 3 月 9 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



■ 限定使用土地及び工作物

■ 限定使用建物

(6) F A C 5 1 3 0 奄美大島

土 地：約 215,000 m²

建 物：1 棟、約 450 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 8 年 2 月 11 日から同年 3 月 9 日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



■ 限定使用土地及び工作物

■ 限定使用建物

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 6 0 4 4 キャンプ瑞慶覧及びF A C 6 0 5 6 牧港補給地区の一部の共同使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施設・区域名称	F A C 6 0 4 4 キャンプ瑞慶覧 F A C 6 0 5 6 牧港補給地区
合意対象所在地	沖縄県宜野湾市及び中頭郡北谷町（キャンプ瑞慶覧） 沖縄県浦添市（牧港補給地区）
合意対象面積等	土 地：約 5, 700 m ² （キャンプ瑞慶覧） 約 1, 400 m ² （牧港補給地区） 水 域 等： 一 建 物：3 棟 約 6, 000 m ² （キャンプ瑞慶覧） 1 棟 約 6, 900 m ² （牧港補給地区） 工 作 物： 一 附 帯 施 設： 一

【事案内容】

本件は、日米共同統合演習「キーン・エッジ 26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（a）に基づき、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

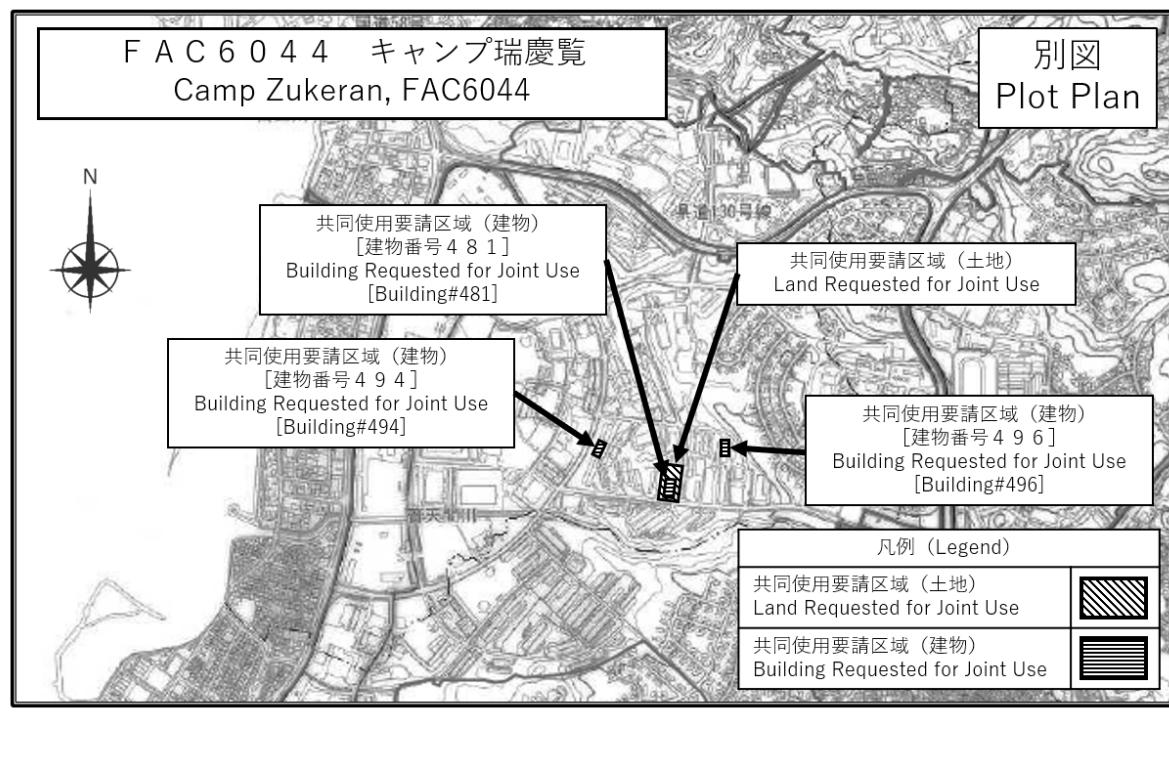
記

（1）F A C 6 0 4 4 キャンプ瑞慶覧

土 地：約 5,700 m²

建 物：3 棟 約 6,000 m²

使用期間：令和 8 年 1 月 29 日から同年 2 月 5 日まで



(2) F A C 6 0 5 6 牧港補給地区

土 地：約 1,400 m²

建 物：1 棟 約 6,900 m²

使用期間：令和 8 年 1 月 29 日から同年 2 月 5 日まで

F A C 6 0 5 6 牧港補給地区
Makiminato Service Area, FAC 6056

別図
Plot Plan



共同使用要請区域（建物）
[建物番号 1225]
Building Requested for Joint Use
[Building#1225]



凡例 (Legend)

共同使用要請区域（土地）
Land Requested for Joint Use



共同使用要請区域（建物）
Building Requested for Joint Use



日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 6 0 4 8 ホワイト・ビーチ地区の一部の共同使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 15 日
施設・区域名称	F A C 6 0 4 8 ホワイト・ビーチ地区
合意対象所在地	沖縄県うるま市
合意対象面積等	<p>土 地：約 35, 000 m²</p> <p>水 域 等：水域約 325, 706, 000 m² 空域約 11, 839, 000 m² (第 2 水域上空高度 2, 000 フィート)</p> <p>建 物：－</p> <p>工 作 物：橋梁一式</p> <p>附 帯 施 設：－</p>

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「アイアン・フィスト 26」を実施するため、日米地位協定第 2 条第 4 項 (a) に基づき、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

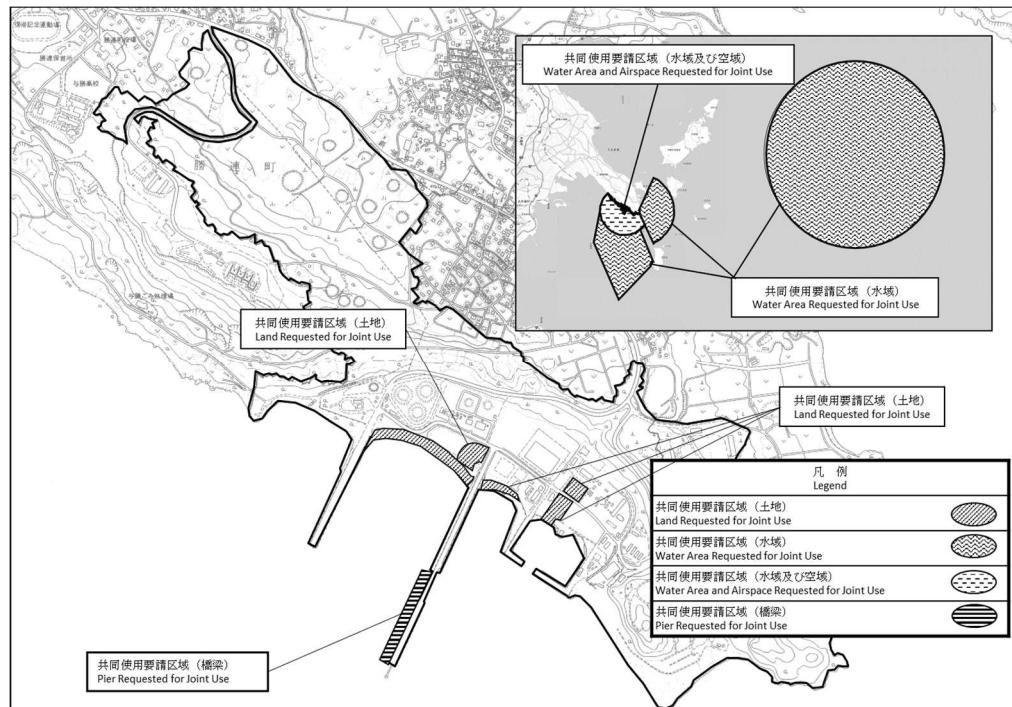
土 地：約 35, 000 m²

水 域：約 325, 706, 000 m²

空 域：約 11, 839, 000 m² (第 2 水域上空高度 2, 000 フィート)

工作物：橋梁一式

使用期間：令和 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで



日米合同委員会合意事案概要

件 名	FAC6005伊江島補助飛行場、FAC6009キャンプ・シュワブ、FAC6011キャンプ・ハンセン、FAC6019金武レッド・ビーチ訓練場、FAC6020金武ブルー・ビーチ訓練場、FAC6029キャンプ・コートニー及びFAC6051普天間飛行場の一部の共同使用について
承認年月日	令和8年1月15日
施設・区域名称	FAC6005伊江島補助飛行場 FAC6009キャンプ・シュワブ FAC6011キャンプ・ハンセン FAC6019金武レッド・ビーチ訓練場 FAC6020金武ブルー・ビーチ訓練場 FAC6029キャンプ・コートニー FAC6051普天間飛行場
合意対象所在地	沖縄県国頭郡伊江村（伊江島補助飛行場） 沖縄県名護市（キャンプ・シュワブ） 沖縄県国頭郡宜野座村（キャンプ・シュワブ） 沖縄県国頭郡恩納村（キャンプ・ハンセン） 沖縄県国頭郡宜野座村（キャンプ・ハンセン） 沖縄県国頭郡金武町（キャンプ・ハンセン） 沖縄県国頭郡金武町（金武レッド・ビーチ訓練場） 沖縄県国頭郡金武町（金武ブルー・ビーチ訓練場） 沖縄県うるま市（キャンプ・コートニー） 沖縄県宜野湾市（普天間飛行場）
合意対象面積等	土地：約2,683,000m ² （伊江島補助飛行場） 約36,146,000m ² （キャンプ・ハンセン） 約7,100m ² （金武レッド・ビーチ訓練場） 約252,000m ² （金武ブルー・ビーチ訓練場） 約14,000m ² （キャンプ・コートニー） 約318,000m ² （普天間飛行場）
	水域等：空域 W-178高度15,000フィート（伊江島補助飛行場） 水域 約109,482,000m ² （一時的な制限水域を除く。）（キャンプ・シュワブ） 空域 高度2,000フィート（キャンプ・ハンセン） 水域 約1,030,000m ² （金武レッド・ビーチ訓練場） 水域 約2,868,000m ² （金武ブルー・ビーチ訓練場）
	建物：8棟 約12,000m ² （キャンプ・ハンセン） 1棟 約920m ² （キャンプ・コートニー）
	工作物：定着物及び設置済の財産を含む工作物一式（誘導路、エプロン及び燃料給油施設を含む）（普天間飛行場）
附帯施設	－
【事案内容】	本件は、日米共同訓練「アイアン・フィスト26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（a）に基づき、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

(1) F A C 6 0 0 5 伊江島補助飛行場

土 地：約 2,683,000 m²

空 域：W-178 高度 15,000 フィート

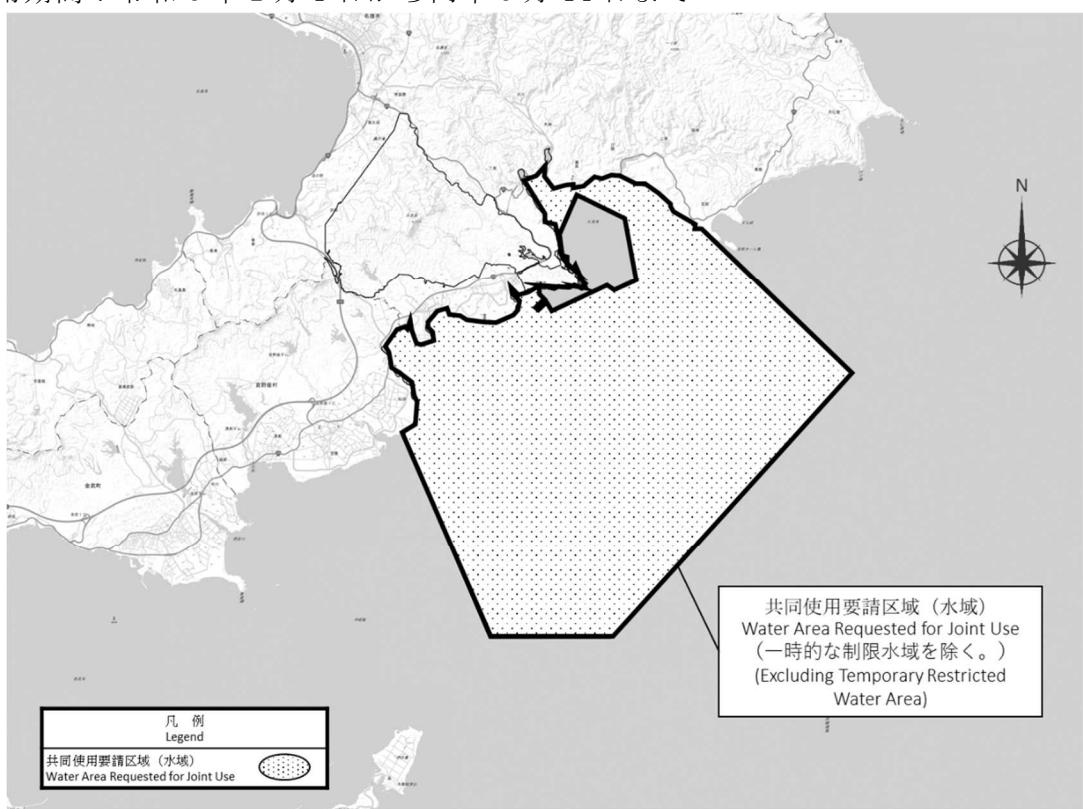
使用期間：令和 8 年 2 月 9 日から同年 3 月 14 日まで



(2) F A C 6 0 0 9 キャンプ・シュワブ

水 域：約 109,482,000 m² (一時的な制限水域を除く。)

使用期間：令和 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで



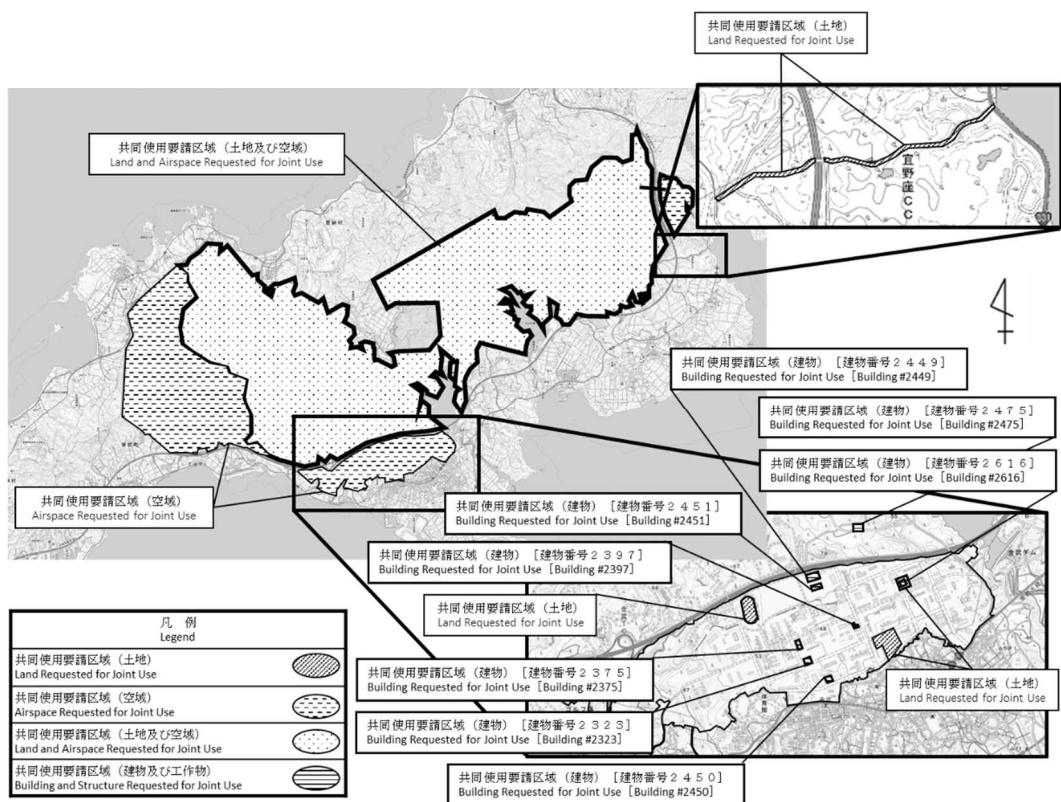
(3) F A C 6 0 1 1 キャンプ・ハンセン

土 地：約 36,146,000 m²

空 域：高度 2,000 フィート

建 物：8 棟 約 12,000 m²

使用期間：令和 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで

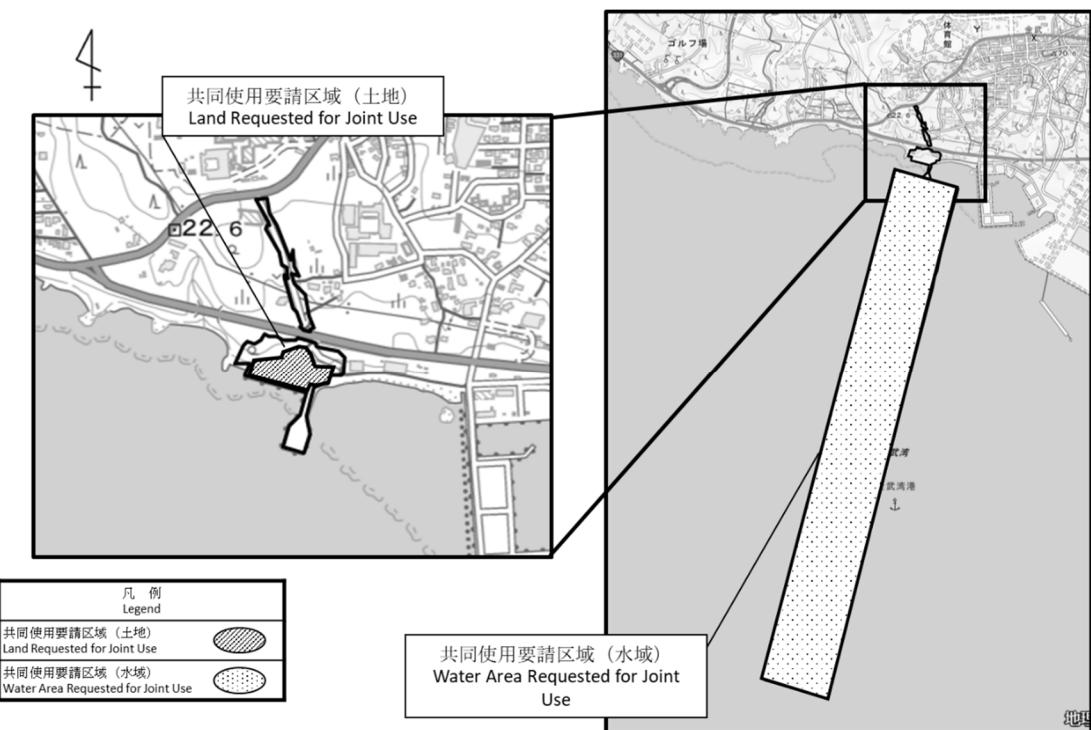


(4) F A C 6 0 1 9 金武レッド・ビーチ訓練場

土 地：約 7,100 m²

水 域：約 1,030,000 m²

使用期間：令和 8 年 2 月 14 日から同年 3 月 14 日まで

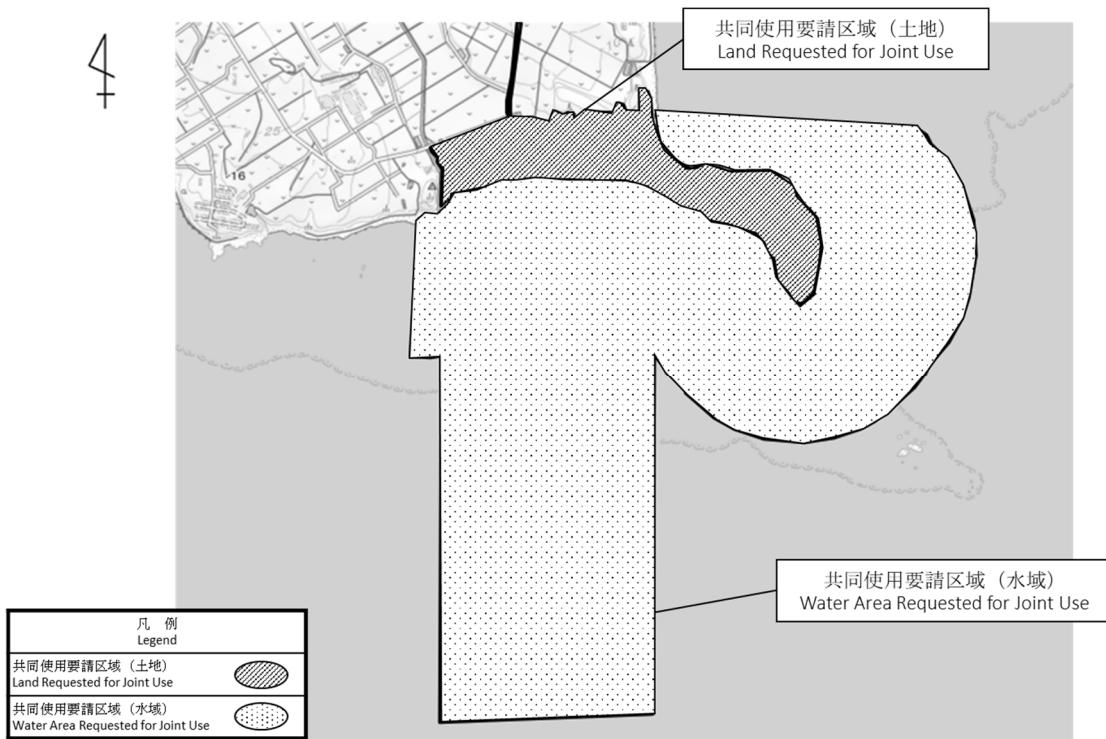


(5) F A C 6 0 2 0 金武ブルー・ビーチ訓練場

土 地：約 252,000 m²

水 域：約 2,868,000 m²

使用期間：令和 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで

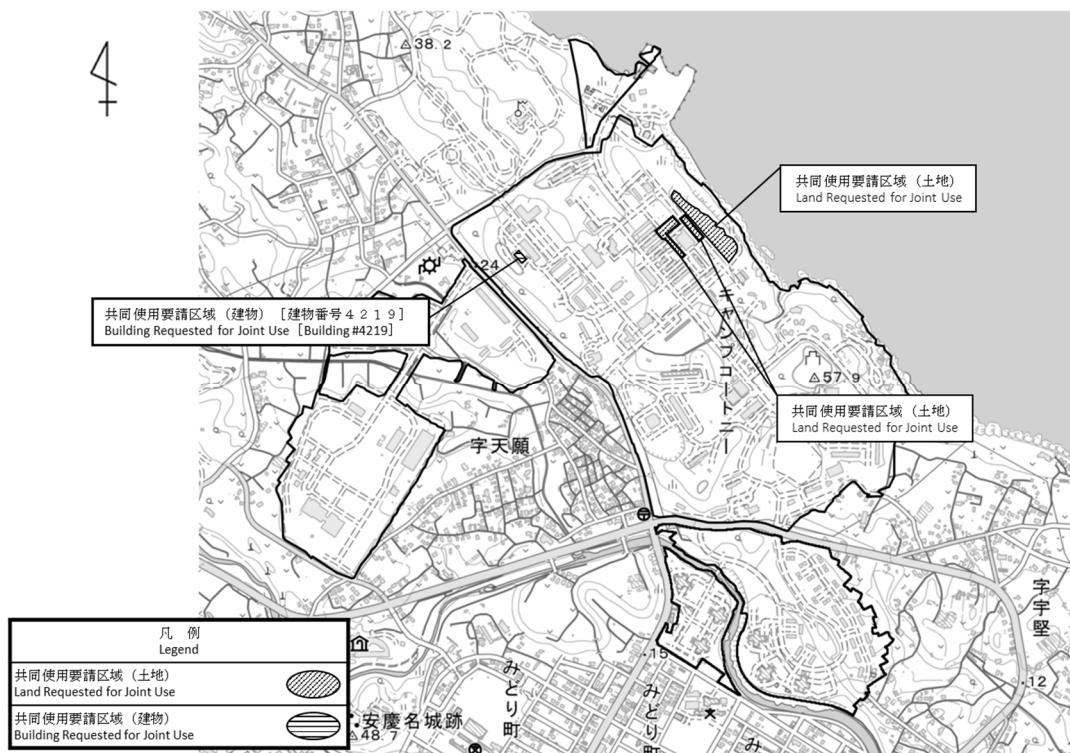


(6) F A C 6 0 2 9 キャンプ・コートニー

土 地：約 14,000 m²

建 物：1 棟 約 920 m²

使用期間：令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 14 日まで

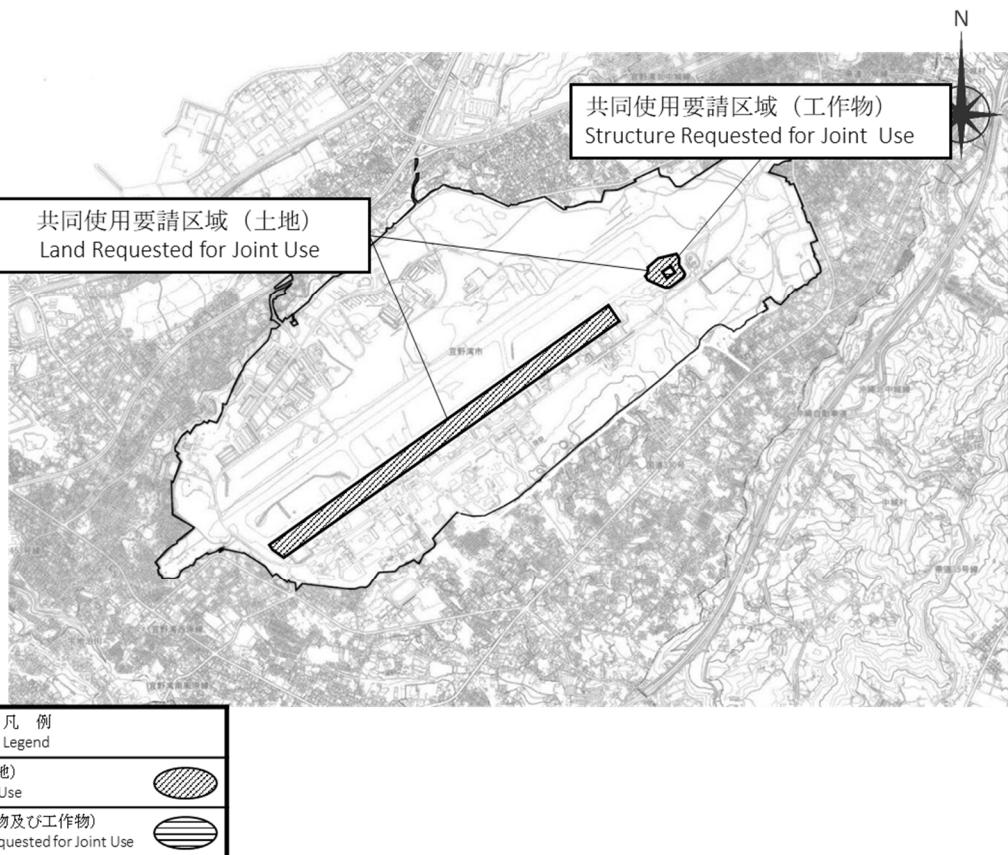


(7) F A C 6 0 5 1 普天間飛行場

土 地：約 318,000 m²

工作物：定着物及び設置済の財産を含む工作物一式（誘導路、エプロン及び燃料給油施設を含む）

使用期間：令和 8 年 2 月 9 日から同年 3 月 14 日



日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 6 0 7 8 出砂島射爆撃場の一部の共同使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
施設・区域名称	F A C 6 0 7 8 出砂島射爆撃場
合意対象所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村
合意対象面積等	土 地 : 約 245, 000 m ² (出砂島射爆撃場) 水 域 等 : 空域約 43, 080, 000 m ² (R J W - 1 7 4 高度 15, 000 フィート) 建 物 : 一 工 作 物 : 一 附 帯 施 設 : 一

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「アイアン・フィスト 26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（a）に基づき、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土 地 : 約 245, 000 m²

空 域 : 約 43, 080, 000 m² (R J W - 1 7 4 高度 15, 000 フィート)

使用期間 : 令和 8 年 2 月 14 日から同年 3 月 14 日まで (ただし、日曜日を除く。)

